

新 職 発 0118 第 2 号
5 新 障 職 発 第 72 号
令 和 6 年 1 月 1 8 日

事業主 各位

新潟公共職業安定所長
(公印省略)
新潟障害者職業センター所長
(公印省略)

令和5年度「障害者雇用セミナー（情報交換会）」開催の御案内

当所の業務運営につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用については、「障害者雇用促進法」に基づき、全ての事業主は法定雇用率（現行 2.3%）以上となるよう義務付けられております。また、法定雇用率は5年毎に見直されることになっており、令和6年4月からは2.5%、令和8年7月からは2.7%に引き上げられること等が決定しています。

新潟公共職業安定所管内の障害者雇用状況（令和5年6月1日現在）は、雇用率 2.17%、雇用率を達成していない企業が 350 事業所（達成率 48.5%）となっており、前年に比べ改善はしているものの、全国及び新潟県の平均を下回る状況となっています。

今後、法定雇用率の引き上げ等が施行されますと、雇用率を達成していない企業が増加することや達成から未達成に転じる企業が出てくる等により、障害者雇用不足数が増加することが危惧されます。

また、常用雇用労働者数が 100 人を超える事業所においては、障害者雇用に関する「納付金」の負担にも影響してきます。

このため、各事業所におかれましては障害者雇用数が法定雇用人数に達しているかどうかについて、改めて御確認いただき、障害者の雇用が不足している、もしくは不足する可能性がある場合におきましては、障害者雇用に向けた早急な取り組みを行っていただく必要があります。

つきましては、障害者雇用制度や具体的な障害者雇用の進め方等について理解を深めていただくため、標記のセミナーを下記のとおり開催します。御多用とは存じますが、趣旨を御理解の上、事業主又は人事担当責任者の皆様から御出席くださいますようお願いいたします。

記

1. 開催日時 令和6年2月19日（月）

14時00分～16時30分（受付開始 13時45分～）

2. 開催会場 新潟公共職業安定所 2階会議室

（新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館）

3. 開催内容

第1部 支援機関によるセミナー

（1）障害者雇用制度および概況の説明

（2）障害種別と障害特性に応じた対応方法の説明（新潟障害者職業センター）

（3）職場実習制度と障害者雇用への活用方法の説明（障害者就業・生活支援センター）

第2部 新潟障害者職業センターによる事業主支援ワークショップ

・グループワーク、情報交換

※お申し込みをされる場合は、第1部第2部ともに御参加ください。

4. 参加申し込み

ハローワーク新潟ホームページ（受付フォーム）からお申込みください。

受付フォームURL <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou15/01-0219>

申込期限は2月12日（月）までとしておりますが、定員15社（先着順）に達した時点で締め切りとしますので、お早めに申し込みください。



5. その他

御出席いただけなかった事業所様につきましては、順次、個別訪問による状況確認を行わせていただく場合がありますので、御対応いただきますようお願いいたします。

◎ お問い合わせ先

新潟公共職業安定所（ハローワーク新潟）事業所援助部門 池田・北村

電話番号：025-280-8609（部門コード32#）